

市民税・県民税の申告および所得税の確定申告相談日程

期間中は、お住まいの地域に限らずどの会場でも申告相談を受けることができます。税務課や地域局へ直接来られても相談に応じることができませんのでご了承ください。

月 日	会 場	相談時間	地域の目安 ※
2月16日(金)	市役所1階	午前9時～午後7時	市内全域
2月19日(月)	市民ホール	午前9時～午後4時	松原町、落合町(近似を除く)
2月20日(火)	津川総合会館	午前9時～午後4時	津川町、巨瀬町
2月21日(水)	有漢地域センター	午前9時～午後7時	有漢町上有漢、中井町
2月22日(木)		午前9時～午後4時	有漢町有漢(八幡・大塚・茶堂・土居・安元・上横見・下横見・緑丘・畦地・貞守)、巨瀬町
2月23日(金)		午前9時～午後4時	有漢町有漢(信清・大谷・羽場・下市・市場・新市場・中市・古市・上市・鈴岳・城下・元重・山形)、巨瀬町、中井町
2月26日(月)	成羽文化センター	午前9時～午後7時	成羽町成羽・羽山、落合町(近似を除く)
2月27日(火)		午前9時～午後4時	成羽町佐々木・星原・下原・下日名・上日名、宇治町
2月28日(水)		午前9時～午後4時	成羽町羽根・小泉・布寄(田原、阿部山を除く)・長地・相坂・吹屋・中野(中野田原を除く)、川上町領家・臘数・吉木
3月1日(木)	川面地域福祉センター	午前9時～午後7時	川面町、宇治町、松原町
3月2日(金)		午前9時～午後4時	中井町、高倉町(大瀬八長を除く)
3月5日(月)	備中総合センター	午前9時～午後7時	備中町東油野・西油野・西山、成羽町布寄(田原・阿部山)・中野(中野田原)・坂本
3月6日(火)		午前9時～午後4時	備中町平川・布瀬・志藤用瀬・布賀・長屋
3月7日(水)	川上総合学習センター	午前9時～午後7時	川上町七地・三沢・領家・臘数・吉木
3月8日(木)		午前9時～午後4時	川上町仁賀・地頭
3月9日(金)		午前9時～午後4時	川上町下大竹・上大竹・高山・高山市・大原
3月10日(土)	高梁総合文化会館	午前9時～午後4時	市内全域
3月12日(月)		午前9時～午後7時	内山下から段町、玉川町
3月13日(火)		午前9時～午後7時	松山、落合町近似、高倉町大瀬八長
3月14日(水)		午前9時～午後4時	市内全域
3月15日(木)			

各会場とも市内全域対象

※地域の目安は混雑対策のために設けていますが、限定するものではありませんのでご都合のいい日程をお選びください。駐車台数に限りがあるため、できる限り公共交通機関をご利用ください。午前11時30分～午後0時30分の間や午後3時以降は、比較的待ち時間が少なく相談を受けられる可能性があります。

■ 申告にあたってのお願い

申告会場が混み合うことが予想されますので、次のとおりご協力ください

- ① 申告書を作成済みで提出のみの場合は、税務課、各地域局で随時受け付けます(郵送可)。この場合は、必ずマイナンバーカードの両面またはマイナンバーの通知カードと運転免許証などの身元確認書類の写しを添付してください。
- ② 農業などの事業所得のある人は、領収書などを整理し、収入・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成して持参してください。
- ③ 医療費控除を受けようとする人は、医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を分けて集計し、明細書を作成して持参してください。また、保険金などで補てんされた金額(高額療養費、出産育児一時金など)があれば同様に整理・集計し、明細書に記入してください。なお、領収書の日付は平成29年中のものであることを必ず確認してください。
- ④ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告の際に保険料などの支払いを証明する書類(控除証明書など)の添付、または提示が義務付けられていますので、必ず持参してください。

高梁税務署からのお知らせ

申告書の作成は国税庁ホームページ **「確定申告書等作成コーナー」** で！  
<http://www.nta.go.jp>

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。



便利で確実な振替納税をご利用ください

振替納税は、金融機関や税務署に向く必要がなく、大変便利で確実に納付できます。お申し込みは「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードできます)に必要事項をご記入・押印の上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

申告と納税は期限内に！

所得税および復興特別所得税・贈与税 **3月15日(木)まで**  
 消費税および地方消費税(個人事業者) **4月2日(月)まで**



2月15日以前は郵送・窓口で！

2月15日以前は確定申告会場を開設していません。郵送・窓口での提出は受け付けています。

☎高梁税務署総務課 ☎(22) 2 5 4 6 (音声ガイダンスに従い ☎ を押してください)